

自転車の交通違反に青切符が導入されます

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度(「青切符」)が導入されます。

近年、検挙件数が増加している自転車の交通違反に対応するため、青切符を用いて迅速に違反を処理するもので、**16歳以上**の自転車運転者が交通違反をした場合、青切符が交付されます。

取締りの基本的な考え方

- 自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故につながる危険な運転行為をした場合や、警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合といった、悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象となります。
- 一方で、単に歩道を通行しているといった違反については、これまでと同様に、通常「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません。
 - ※ 例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や、警察官の警告に従わずに歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。

出典「警察庁交通局」

主な違反行為と反則金	
違反行為	反則金
携帯電話等使用(保持)	12,000円
信号無視(赤色等)	6,000円
通行区分違反(逆送・歩道通行等)	6,000円
一時不停止	5,000円
ヘッドホン・イヤホンの使用 ※注	5,000円
傘差し運転	5,000円
並進	3,000円
二人乗り	3,000円

注：周囲の音が聞こえない状態での運転



宮城県警察交通企画課
「自転車の交通反則通告制度について」



自転車も 交通ルールを守って 安全に利用しましょう!

道路交通法改正 (令和5年4月1日施行)

自転車のヘルメット着用努力義務化
～ 子どもだけでなく、すべての利用者が対象 ～

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と
一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



令和6年度宮城県交通安全ポスター作文コンクール
【宮城県知事賞】 富谷市立日吉台小学校2年 吉田 茉衣 さん

宮城県・宮城県警察



自転車安全利用条例 (令和3年4月1日施行)

自転車利用者の責務

- 道路交通法の遵守、他人に迷惑を及ぼさない
- 歩行者への安全配慮、**ヘルメットの着用**
- 自転車の定期的点検と必要な整備

自転車損害賠償保険等への加入義務

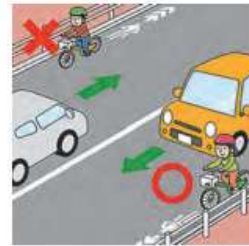
- 自転車利用者(未成年者の場合は保護者)は、**自転車損害賠償保険等に加入しなければならない**
- 事業者や自転車貸出業者は、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない
- 自転車小売業者は、購入者の保険加入の確認と保険情報等の提供に努めなければならない

自転車安全利用五則を守りましょう!!

1 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、道路交通法上の車両と位置付けられており、道路を通行する場合、車道の左側を通行するのが原則です。
歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- 例外的に普通自転車*が歩道を通行できる場合
 - ・「歩道通行可」の標識があるとき
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者が運転するとき
 - ・車道や交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき
 - ・法令で定める障害のある身体障害者が運転するとき

*普通自転車・・・長さ190cm以内、幅60cm以内など道路交通法施行規則によって基準が定められています。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機や一時停止標識に従い、きちんと安全を確認してから通行しましょう。

3 夜間はライトを点灯

自転車に乗る前にライトが点くか点検しましょう。



4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはけません。

5 ヘルメットを着用

自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。



～ めざせ！ 交通安全 日本一 ～